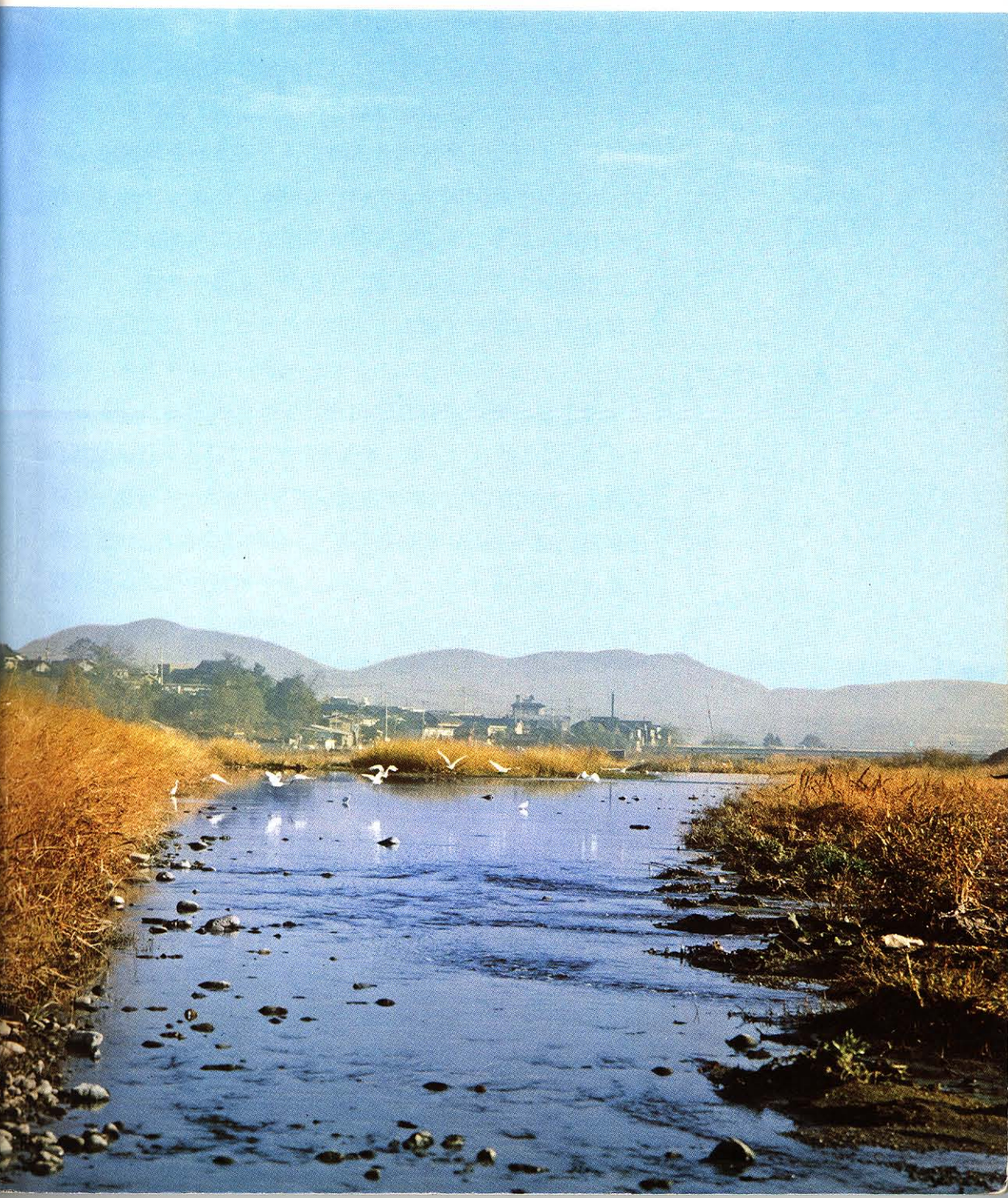


基本構想



第1節 構想策定の目的

富田林市は、金剛山の麓、美しい石川のほとりに、古い歴史と伝統をもち、南河内の中心都市として、周辺の農村集落を吸収しながら発展してきた。

昭和30年代にはじまる日本経済の高度成長は、経済構造、国民の生活構造を大きく変え、大都市周辺地域に激しい都市化をもたらし、本市も南河内地方の中心都市から大都市大阪の近郊都市に急速に変わりつつある。

都市化の波は、それがあまりに急速であったため、都市基盤が整備されないうちに都市化が進展し、様々な矛盾を発生させているが、本市においても金剛団地をはじめとする大小住宅団地の丘陵開発が盛んとなり、これらの外的な圧力と、在来の農業、商業および地場産業等の体質改善、都市施設の近代化などの内的な諸課題とが重層して複雑な歪みをもたらしている。

こうした状況のなかで、本構想は将来の変化を予想し、これに先行する形で諸施策をたて、美しい自然とよい伝統を保存しながら、人々が平等に健康で文化的な生活と、自由に能力をださう労働の場と、青少年がのびのびと育つ環境を確保するための道標を明らかにしようとするものである。

第2節 構想の性格

市がその将来像を導き出していくためには、市民の理解と協力を得ながら長期的、総合的な展望にたつとともに、これと密接な関係にある地域を含めて広域的な視点からも検討する必要がある。経済的、社会的に多くの面にわたって相互に関連を強めつつある大都市の近郊都市にあっては、閉鎖的な形では将来の都市像は描きあげられない。

本市においても人口、市民生活、土地利用等の動向を背景にして市が定める都市計画、農業振興地域整備計画等の各分野における計画等との整合、ならびに国、府、および

隣接市町村の計画との調和をはかりながら構想を策定する。

いうまでもなく、基本構想はつくられるべき将来の都市像を描き、その目標達成のための基本的施策を明らかにするものであり、まちづくり実現の方向を策定する基本計画の基礎となるべきものである。

なお、これらの基本的施策については、市民の協力を得ながら市の行政推進を通じて積極的にこれをはかるべきものであることはもとよりであるが、なお、その権能を超えるものについては、国、府、その他関係機関の協力を得て共に実現を目ざすための指針となるべきものである。

第3節 構想の目標年次

目標年次については、金剛東団地の入居がほぼおわる昭和65年頃の展望を踏まえながら、昭和60年とし、中間年として、昭和55年についての指標を加える。

第4節 構想の改定

本構想は、本市の長期にわたる行政運営や住民活動の指針となるべきものであるから、社会経済上の変動にも弾力的に対応することとし、みだりに修正や変更をすべきものではないが、なお、計画の前提となった諸条件が大きく変化したときは、必要に応じ修正あるいは変更を行なうものとする。

本構想については、昭和47年6月に策定されたものであるが、その後、昭和48年末のいわゆるオイルショックを契機にそれまでの高度成長が過去のものとなり、構想の主要指標である将来人口等にも大きな変化が生じたため必要な見直しを行い、昭和53年3月その改定を行った。なお、これにあたっては、将来人口等について再検討をしたほか、市民意向のは握にもつとめた。

1 人口の将来予測

人口の構造は、社会の変化、土地利用上の異動、産業、住宅の位置等によって大きく変わっていくもので、その将来予測は困難なものである。一般に人口の将来推定は、(1)実績値を数学的推計によって傾向的に推定するもの(2)土地利用計画によって人口配分を決定し、推定するものが採られるが、ここでは、主として(1)の方法を用い、(2)によって補修正し、さらに事業計画が決定しているものをこれに補なっていく方法で地区別に算定した。

この推定では、昭和55年約10万人、昭和60年約13万人、昭和65年には約15万人になるものと予測される。これら人口増加の重心は、金剛東地区の開発に伴うものであり、昭和55年以降においては、おおむね金剛地区に準じた人口増加の傾向を示すものと推測され、この結果、昭和60年における市街化区域内の人口は11万ないし12万人となり、その人口密度は、約75人/haと推定される。

しかし、調和のとれた都市機能を維持増進し、快適な都市生活を確保していくためには人口の過度な、また、急激な増大は好ましいものではない。したがって、すでに設定されている市街化区域、市街化調整区域ないしは用途地域制に基づいて開発上の規制を加えていくとともに、さらに細かい開発指導をすることが必要である。

世帯構造

世帯規模の小型化、核家族化がさらに進み、昭和60年には大阪府平均と大きな開きはなく、3.2人台になるものと予想され、世帯数は、昭和55年には約3万世帯、昭和60年には約4万世帯となろう。

年令構造

(1)生産年令人口 (15歳以上60歳未満)

昭和55年では約6万6千人と推定され、全人口に対する割合は約65%であるが、昭和60年では約9万人、約69%に

なるものと思われる。

(2)従属人口

年少人口(14歳以下)については、昭和55年で約2万8千人と推定され、生産年齢人口に対する比率は約42%であるが、昭和60年では約3万3千人、約37%で年少人口の割合は減少するものと思われる。また、老令人口(60歳以上)については、昭和55年で約8千人、昭和60年では約1万人と推定され、生産年齢人口に対する比率は、いずれも約12%で、ほぼ一定率を維持することになろう。従って、生産年齢人口に対する従属人口の比率は、昭和55年で約55%、昭和60年で約50%になるものと推定される。

2 生活の将来予測

就業状況

昭和50年代における我が国の経済成長率は、資源的制約、インフレ抑止等の要因から、おおむね6%前後に止まるものと思われ、昭和30年代後半から40年代前半にかけてのそれに比べて鈍化することとなろう。

こうした中で、働く意思と能力を持った高令者が増加するとともに定年制の延長が進み、また、高学歴化傾向とも相まって就業者の平均年齢はさらに高令化することになろうが、15歳以上の人口に占める就業人口の比率は、さらに景気の動向や主婦の就業率増加傾向とも相互に影響を受けつつ、昭和60年にはおおむね60%程度になるものと思われる。

ところで、昭和60年における就業者の通勤流動状況については、他市町村からの通勤流入人口が全人口の約7%に微増するものの、大阪市、堺市などへの通勤流出人口は、全人口の約30%にも達し、これは、本市就業人口の約半数にあたることになり、大阪大都市圏下にあつてその中核都市との関連がさらに深まるものと思われる。今後、本市内における雇用力を高めることが必要となる。

社会理念

昭和50年における全人口に対する老令人口比率は約8%、

人 口 の 推 移 と 推 定

年 度 地 区	国 勢 調 査 人 口					将 来 人 口		
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	昭和65年
喜志地区	4,076	4,065	4,913	6,148	8,044	10,300	13,100	14,100
新堂地区	5,300	6,118	9,525	9,380	10,027	10,100	11,100	12,500
富田林地区	7,732	7,694	8,171	8,112	8,067	8,000	8,000	8,100
川西地区	4,507	4,497	5,663	6,647	7,903	9,100	10,900	13,000
錦郡地区	3,351	3,482	4,117	5,472	7,240	8,100	9,200	9,900
彼方地区	3,149	2,999	4,224	6,253	8,215	9,700	10,400	11,100
大伴地区	3,538	3,431	6,972	7,876	8,574	9,500	10,500	11,700
東条地区	—	2,316	2,284	2,642	4,161	4,800	5,500	6,500
金剛団地	—	—	—	20,070	25,520	26,400	26,800	27,100
金剛東団地	—	—	—	—	—	1,000	20,000	30,000
神山地区	761	1,660	2,616	3,149	3,642	5,000	5,500	6,000
合 計	32,414	36,262	47,985	75,749	91,393	102,000	131,000	150,000

(注) 1. 昭和50年における地区別の人口については国調人口の概数を掲記したものであること。

2. 地区別の将来人口を推計するための過去の人口資料については、昭和40年から昭和51年までの間の各3月末人口を用いるとともに、これらの人口から推計された外国人の将来人口については各地区別に按分配分したものであること。

将来人口の年令構成

年令	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		昭和65年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	推定数	構成比	推定数	構成比	推定数	構成比
0~4	2,611	7.2	4,545	9.5	8,794	11.6	9,845	10.2	8,200	8.0	11,500	8.8	14,250	9.5
5~9	3,149	8.7	3,603	7.5	6,426	8.5	8,710	9.5	10,150	9.9	10,000	7.6	11,950	7.9
10~14	4,095	11.3	4,398	9.2	4,707	6.2	7,145	7.8	9,350	9.2	11,200	8.6	11,050	7.4
15~19	4,409	12.2	5,388	11.2	6,441	8.5	7,255	7.9	8,450	8.2	11,350	8.7	13,250	8.8
20~24	3,363	9.3	4,490	9.4	7,214	9.5	6,485	7.1	7,300	7.2	10,250	7.8	11,450	7.6
25~29	2,997	8.3	4,508	9.4	8,920	11.8	8,895	9.7	7,450	7.3	11,650	8.8	11,750	7.8
30~34	2,676	7.4	4,216	8.8	8,061	10.6	9,195	10.1	9,400	9.3	10,900	8.3	12,400	8.3
35~39	2,237	6.2	3,613	7.5	6,308	8.3	7,995	8.7	9,500	9.4	11,400	8.7	11,400	7.6
40~44	1,941	5.4	2,622	5.5	4,650	6.1	6,660	7.3	8,250	8.0	10,550	8.0	11,850	7.9
45~49	2,051	5.7	2,253	4.7	3,255	4.3	5,200	5.7	6,950	6.8	8,900	6.8	10,950	7.3
50~54	1,852	5.1	2,255	4.7	2,591	3.4	3,495	3.8	5,350	5.2	7,300	5.6	9,100	6.1
55~59	1,555	4.3	1,946	4.1	2,558	3.4	2,840	3.1	3,600	3.5	5,650	4.3	7,450	5.0
60~64	1,131	3.1	1,520	3.2	2,109	2.8	2,590	2.8	2,900	2.8	3,650	2.8	4,800	3.2
65~69	874	2.4	1,069	2.2	1,642	2.2	2,035	2.2	2,200	2.2	2,850	2.2	3,600	2.4
70~79	1,060	2.9	1,206	2.5	1,607	2.1	2,420	2.6	2,350	2.3	3,000	2.3	3,750	2.5
80以上	261	0.7	353	0.8	466	0.6	555	0.6	600	0.6	850	0.6	1,000	0.6
合計	36,262	100.0	47,985	100.0	75,754	100.0	91,395	100.0	102,000	100.0	131,000	100.0	150,000	100.0

(注) 昭和50年については、20%抽出集計によるものであり、個々の数値の合計数と総数とは一致しない。

また、生活保護率は約7.5%(千対比)であり、今後これらが急速に増減するとも思えないが低経済成長下であるだけに社会的、経済的に弱い立場にある人々の生活や情緒安定をはかるために社会的、経済的平等に対する要請が今後さらに強まることとなろう。

また、これに伴い社会的公平、特に、所得と富の公平や給付と負担の公平が重要な社会理念として問題となり、その問題解決には社会連帯や社会的合意形成の土俵づくりが重要となるものと思われる。

生活意識

次に、生活意識や価値観にも変化が生じ、「生きがいが仕事のほか、生活のいろいろな側面で求められ、多様化し、かつ、個性的となり」また「集団帰属意識が職域だけでなく地域等にもますます広がり」「効率性から公正性が求められ」「使い捨てから節約へ」などの意識変化が進んでいくとともに医療、健康、安全に対する関心は、一層増大するものと思われる。

さらに、地方都市における生活の魅力については「自然の恩恵をより多く受けることである」との観点から緑豊かなまちへの指向が増大するものと思われるが、幸い、本市には西部丘陵地区や石川河川空間、さらには嶽山を含む南部丘陵山間部に豊かな自然が残されており、また、寺内町のまち並みをはじめ優れた史跡、文化財なども多く、これらの自然緑地空間や、歴史的景観は市民生活のうえに多くのうるおいをもたらせるものと思われ、これらの保全、整備が重要な課題となる。なお、これらの空間、景観を求めて、今後市域外からの流入も増加するものと思われる。

生活内容

消費生活においては、生活の内容が消費指向型から蓄積指向型に変わり高貯蓄率が維持されるとともに、蓄積された耐久消費財等の活用を通じた生活充実の必要性が高まろう。また、消費構造においても住居、空間の充実美化や、趣味、スポーツ、芸術等の質的向上を求める経費が増大す

るものと思われる。さらに、生活時間の使い方も変わっていくものとみられる。週休2日制や長期休暇制度の普及によって労働時間が減少し、それに伴って自由時間の拡大を中心に生活時間のゆとりが増大するものと思われるが、ここでも個性的な活用が進み、こまぎれ型から集中型へ変化し、受動的な余暇が減って能動的な余暇が増えよう。

第2節 まちづくりの基本的課題

本市は、南河内地域の中心的機能を保持し、緑と太陽にめぐまれた美しい自然を市民生活の基盤として保全しながら、環境水準の高い教育文化都市としてのまちづくりを基本目標とする。

この目標達成のため、当面する課題と問題点は、次のとおりである。

1 新しく立地する機能の受入れにかかわる問題

本市は、地方中心的な性格をもった中核既成市街地（旧富田林町）と農山村的性格をもった周辺部との共存によって、そのバランスを保ちながら、長い期間にわたって比較的変動の少ない状態におかれていたが、羽曳野丘陵部における各種の開発を中心として大規模な開発が顕著となり、大阪、堺などの既成大都市から分散してくる住居施設、教育施設および生産施設の立地としてあらわれており、本市が阪神都市圏中核市街地の影響下にくみこまれつつある状態を示している。

この為、新しく立地する機能と従来の機能との併存にかかわる問題がそれぞれの開発の多様化によって一層複雑、多岐にわたることが予想される。本市としては、それぞれの時点において大阪、堺を中心とする中核市街地の開発動向を正しくは握して受入れ、南河内地区の中心としての行政、教育、文化、医療、体育などに関する機能をさらに育成強化する必要がある。

2 既存機能のための適切な対策

従来富田林市を支えてきた既存機能は、生活の近代化、多様化、複雑化等の時代の要請によってそれぞれ変化脱皮を強いられて極めて不安定な状態にある。農山村においては、それぞれの構造の改善、既成市街地部では、その地方中心的な性格を支えてきた商業の頭打ち、住居様式のゆきづまり、地場産業の衰退、都市サービス施設の相対的な水準低下など問題は多い。

これら既存機能のための適切な対策—保全・開発・育成—など多角的な対策が必要である。

- (1) 商・工業機能の体質改善
- (2) 業務・公共サービス機能の強化
- (3) 文化・教育・医療・福祉機能の充実
- (4) 都市機能の整備(上・下水道など)と住居機能の再開発
- (5) 道路の整備、拡幅と交通関連施設(各駅前広場、バスターミナル、駐車場など)の整備
- (6) 環境の保全(自動車交通による地区分断、工場などの機能混合による公害、河川敷の荒廃などの防止と排除)特に、本市の中核既成市街地(旧富田林町)については、従来から南河内地区の中心としての機能を果してきたが、将来ともその役割を果す必要がある。このため、開発と保存とを明確に区分してそれぞれの整備をすすめることとし、寺内町については、その保全をはかり、また、他の地域については、再開発手法と新しい機能の導入によって脱皮させなければならない。

3 農山地の保全と市街地化

本市は、ふところの深い農業地域をかかえており、農業は、将来とも、かなりの比重を占めるものと考えられるほか、環境保全の意味からも、緑地保全につとめなければならない。このため、農業の保護振興対策が特に必要である。

宅地化が想定される地域については「将来のまち」での農業形態について十分検討するとともに、宅地化の内容、

その主体によってその対策も種々必要となるが、まず、生産緑地としての農地の保全をはかるほか、道路、公園その他の公共用地の確保にもつとめ、さらには良好な環境形成への指導によって今後における良好な住宅街区化のための対策を講じなければならない。

なお、農地の宅地化に伴って市街地に含まれてしまった農村集落は、機能的には殆んど変質してしまっていくものと考えられるが、形態的には依然としてもとの集落形態を保っており、新しく宅地化された隣接地区との調和がとれないものになる恐れが多い。このため、土地利用や公共施設の整備などの計画において調和のための適切な配慮が必要である。

4 各種施設体系の整備と確立

本市に新しく立地する機能を育成するとともに、既存機能の充実をはかり、両者の一体的な整備を推進することによって新しい富田林市の発展がありうるわけであるが、そのためには各種施設の体系的な整備と確立が必要である。

既成市街地においては、それぞれの集団ごとに局地的な解決だけで各種施設（供給処理施設、道路など）が設置されてきたが市街地の連続的な拡大化と生活様式の多様化や質的变化のため、量的にも、質的にも不足不備がめだち、それらを整備する必要がある。さらに、根本的にはそれぞれの施設ごとに一元的な施設体系の確立をはかるための措置が必要である。

また、計画性のない開発の積み重ねだけでは近隣住区施設（購買施設、保育所、医療施設、教育施設、公園緑地など）の整備充実がおくれ勝ちであり、さらに全市的施設や地域的施設（社会教育施設、福祉厚生施設、公園緑地運動場など）の絶対的不足をもたらしており、これら施設の体系的な整備拡充が大きな課題である。

なお、各種道路の整備拡幅をはじめとする道路体系の確立や交通関連施設（各駅前広場、バスターミナル、駐車場

など)の整備の為の対策も必要であるが、その際、地区に公害、地区分断をもたらす危険性が大きいため、通過交通と市内交通の分離、緑道(通学道、歩行者道)や自転車道の整備などを考慮して住区のまとまりを重視した環境保全の対策をたてる必要がある。

第3節 地帯構想

鉄道交通が市街地の構造を規定する大きな要因として存在し、現に、駅を中心とした地形構造が外延化しながらも、なお続いている現在、本市の骨格を形成しているものとして近鉄長野線がまず考えられる。これは、将来についても大きな位置を占めていくことが明らかであり、鉄道を中心とする都市の構成を考えていく必要がある。

本市では、富田林駅より富田林西口駅に至る区間とその周辺を都市構造の中心核としての役割を果たしていく地区として設定し、この地域に南河内地方の中心的機能を保持せしめるための諸施策を重点的に施行する。これを中心核として近鉄長野線各駅を中心に秩序ある市街地を延伸し、おおむね大阪外環状線と国道170号線にかこまれる南北帯状の地域に本市の主要施設、主要機能を集約し、多彩な高密度の土地利用をはかって市の中心軸とする。この中心軸と市域的には二次的な核としてとらえられる金剛団地、金剛東団地をふくむ西部丘陵地区の市街地核とを幹線道路軸をもって連絡し、日常生活圏の市街化形成の基幹とする。これらの社会的・経済的中心軸となる基幹市街地に対し、教育的・文化的軸線として本市のすぐれた景観を保全するため西部丘陵地と河川空間を利用して南北に並行する緑地軸を確保する。

以上の様に、中心核とそこからのびる軸、二次的な中心核、中心軸に並行して走る二本の緑地軸が、都市構成上の基本となる。

また、本市は、機能的に大きく西部丘陵地の住宅環境のすぐれた住居地域、南部丘陵山間部の優良農耕（緑地）地域、北東平坦部の住居地域の三つに大別することができるが、それぞれに対応する諸施策の大綱を定め、土地利用の集約化を推進する。

さらに、南北の二緑地軸に対して東西に二本の補助緑地軸を配するほか、各地域、地区を結ぶ遊歩道等を計画し、「人間」優先の環境づくりにつとめる。

第4節 土地利用構想の方策

良好な生活環境と健全な産業基盤を整備し、都市機能を効率よく発揮させるため、次のとおり土地利用構想を方向づける。

1 宅地化と住宅地形成

今後の人口増加をうけとめるに当って、地区の条件に応じて適正な人口配分と良好な生活環境の確保をはかる。このため、綿密な用途地域制により住宅地としての純化をすすめる。

2 農地と開発

農業をとりまく諸条件は、農業の将来に対して楽観を許さないが、農業は、生活する上に不可欠であるとともに生産緑地としての意味からも重要である。

農業の将来として、①農業経営を積極的に促進しその保護育成をはかるもの。②各種の環境条件に応じうる営農。との二つの方向が考えられるが、状況の変化に対応しうるような方策が要求される。したがって、これらの方向を明確にとらえて個々の農地をどう位置づけるかが土地利用計画に重要である。

用 途 地 域 別 将 来 人 口

用 途 地 域	昭和50年実績			昭和60年推計		
	面 積 (h a)	人 口 (人)	密度 (人/h a)	面 積 (h a)	人 口 (人)	密度 (人/h a)
住居専用地域	878	57,871	65.9	875	88,800	101.5
住居地域	546	20,020	36.7	555	23,800	42.9
商業地域	29	3,107	107.1	29	3,300	113.2
準工業地域	84	274	3.3	84	1,000	12.1
無指定地域	2430	10,121	4.2	2424	14,100	5.8
計	3967	91,393	23.0	3967	131,000	33.0

(注) 昭和60年推計人口については、端数を4捨5入し、100人単位とした。

市街化区域・市街化調整区域別将来人口

区 分	昭和50年実績			昭和60年推計		
	面積 (ha)	人口 (人)	密度 (人/ha)	面積 (ha)	人口 (人)	密度 (人/ha)
市街化区域	1,483	77,811	52.5	1,515	114,000	75.0
市街化調整区域	2,484	13,582	5.5	2,452	17,000	7.0
計	3,967	91,393	23.0	3,967	131,000	33.0

3 工業と土地利用

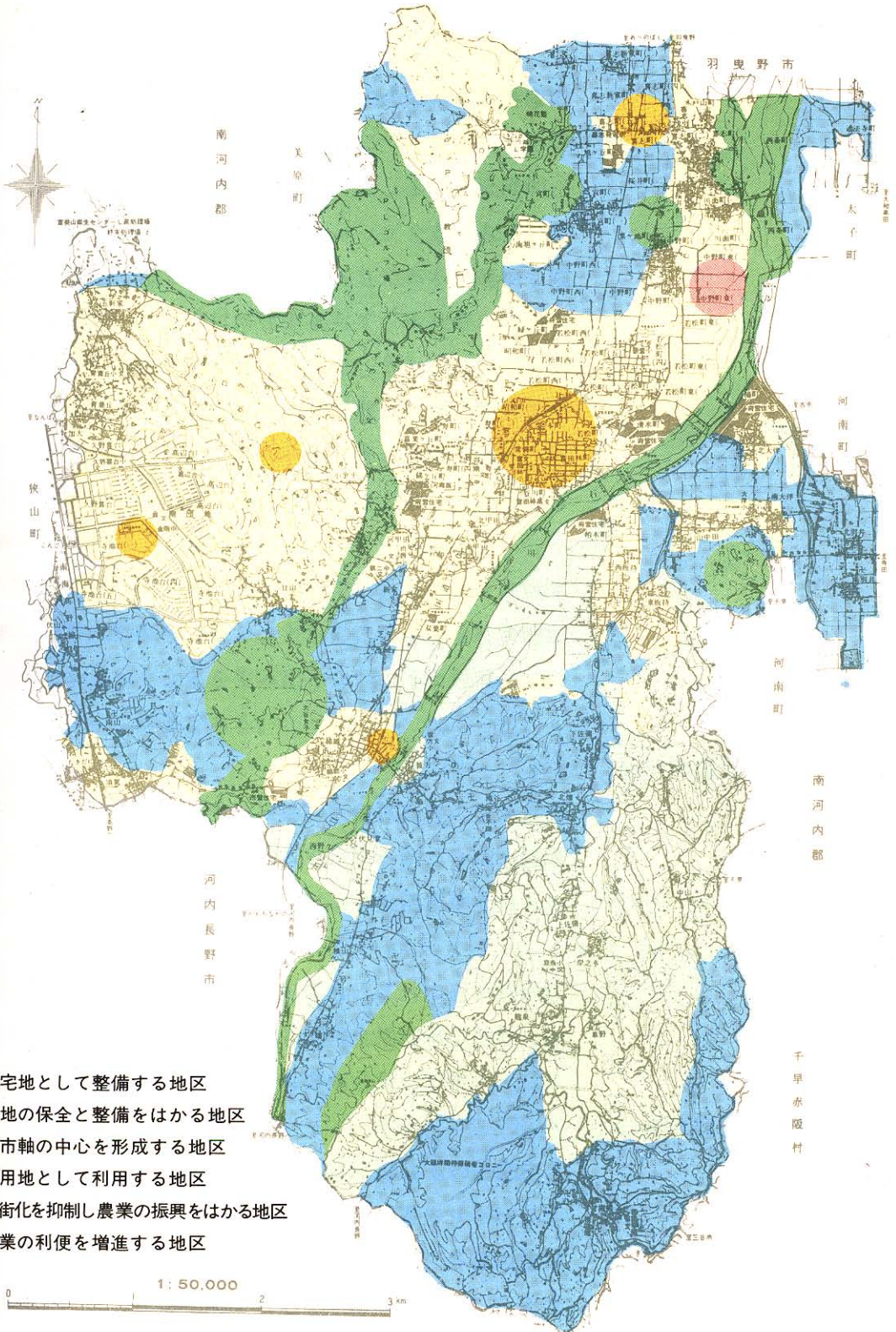
工業の立地が生活環境の阻害要因となっている場合が多い。このため、工業的土地利用については、とくに立地の適正をはかる必要がある。現在、本市内の工業の多くが零細性と低生産性というハンデキャップを背負っているが、今後、生産性向上のための協業化をはかるため、できるだけ集団化をすすめるとともに住環境を阻害することのないよう準工業地域に誘導することが必要である。

なお、工業地域は、新規に本市に立地する中小企業の用地にあてられるが、公害のない快適な工業地帯として整備されなければならない。

4 市街化区域と開発

市街化区域は、近い将来に都市的開発と整備をすすめていく区域として設定されたものである。しかし、現在、本市の都市基盤の整備は必ずしも容易ではないため、市街化区域のうちにおいても無制約な開発を抑制し、規制と誘導に基づいて開発を進めていくことが必要である。

土地利用の基本構想



1 社会福祉

全ての人々の生活を向上せしめて憲法の保障する健康で文化的な生活を営むことができるようにつとめていく必要があるが、社会福祉の充実にあたっては、まず、経済的、社会的、身体的、精神的にハンデキャップをもつ人々に対して適切な各種の施策を進めていくべきである。適切な施策とは、単に物の給付だけにとどまらず、それぞれの条件に従って社会生活が営めるよう、また、負わされたハンデキャップを克服できるように各人の状態に応じて社会復帰や生活の指導、あるいは、教育を行なうことのできる、さらには自立を旨として交流し相互に励まし合うことのできる各種施設の整備などを進めていくことである。

さらに進んで社会的啓発等を通じてこれらの人々に対する精神的負担の軽減をはかるとともにこのような社会的に弱い立場にある人々などを生み出さないような対策についてもはかっていくべきである。

低所得者に対しては、生活扶助や医療扶助等の生活保護を進めながら経済的自立への助長をはかるが、今後、級地是正を含めた保護基準の引き上げにより生活水準そのものの向上につとめる。

また、保護基準には該当しなくても、これに近い状態にある層も多いと推定されるので各種の生活指導や扶助、生活資金の貸付けなどによって改善方向を見いだす。

心身障害者(児)は、現在約1,300名におよぶものと推定されるが、社会生活が営めるような施設の配慮やリハビリテーションにつとめ、さらに障害の態様に応じて各種の施策をきめ細かに立て、幼年期から老年期に至る一環した実情は握と適切な援助の態勢を確立する。このうち、特に自立することの著しく困難な重度の心身障害者(児)に対しては

低所得者対策

心身障害者(児)対策

終生にわたり必要な保護等を行いうるようにつとめる必要がある。

さらに、心身障害者(児)をもつ家庭には経済的な問題のほか社会的にも精神的にも多大の負担がかかっている場合が多いのでそのための経済的援助を与えると同時に正しい理解と温かい支援等の必要性について社会的な啓発活動を積極的に行うなどによってその負担の緩和につとめていく。

なお、心身障害児については、その障害の態様に応じて保育所、幼稚園あるいは通園施設等へ入園することができるようにつとめるが、入園に際してはあくまでも障害児の立場に立ちながら医師を含めた専門機関を設置してその意見を聞いて決めるようにする必要がある。

母子福祉対策

母子福祉は、経済的援助などによりさらに拡充の方向で検討していくが、根本的な改善のためには従来のような最低限度の生活保障にとどまらず生活水準の向上をはかるよう、その基準を高めていく必要がある。

また、同時に経済的な自立を促進するための指導や相談制度の確立につとめる。

とりわけ、児童に対しては教育面で奨学金制度をはじめとする十分な措置や医療面での措置をしていく必要がある。

老人福祉対策

現在65才以上の老人数は約5,500人であるが今後とも老年人口の増加が見込まれるので老人福祉対策としては生活保障とともに老人を社会から隔離するのではなく、その体の状況に応じて生活活動ができるような制度の確立と施設の整備や教育訓練を行ないあわせて健康管理の体制を整える。

このようにして経済的生活の安定と健康管理をはかり各種の生活、生産活動に従事できるようにつとめる。

また、身体的に障害のある老人については、みじかに面倒をみうる制度の確立やその状態に応じて入所可能な施設の整備をはかっていく。

産業、経済の進展とともに進んできた核家族化は、家族構成人員の量的な変化とともに家族制度および家族構成上の質的な変化をもたらしつつある。また、主婦の職場進出が一般的すう勢となりつつあり、こうした情勢のもとで児童の保育環境は大きく変りつつある。

これに対処するためにはまず、保育所の整備が必要であるが保育所の整備にあたっては児童憲章や児童福祉法の精神に則りながら幼児教育の重要性についても十分留意のうえ、零才児からの保育を旨とすることとし、さらに保護者の就労実態に即した時間外保育についても十分認識し、これらに対応して施設の整備や保母数等の適正配置につとめるとともに研修内容の充実をはかって保育成果を高めることとする。このほか、留守家庭児童施設、児童遊園等の整備にもつとめることとするが、児童の保育にあたっては、地域的な連帯のもとに地域教育、地域保育と結びついた家庭保育の重要性についても十分考えなければならず、このことによって前記の整備充実される施設がより活用されるものと思われる。

心身ともに成長期にある青少年の育成にあたっては、社会の一員としての自覚を養いながら健全な心身の発達と豊かな人間性の形成をはかることができるようにつとめる必要がある。

このためには、有害環境の排除につとめるとともに施設の整備とあわせて学習活動の奨励、体育・スポーツの普及、振興、団体活動等の促進をはかることとするが、この場合においては家庭近隣から地域社会へと育成や活動の場が展開していくことが重要である。また、不安定な青少年期においては個別的な指導や相談制度の充実とともに愛情にはぐくまれた地域ぐるみの指導が行なわれるよう一般への啓発も重要である。

2 保健医療

社会構造の高度化や各種環境の悪化に伴い疾病構造にも多様化がみられる。長年、不治の病といわれた結核による死亡数が減少して、脳血管疾患、悪性新生物、心疾患などいわゆる成人病による死亡数が高位を示し、また、種々の難病による患者数が増加している。従って、これらに即応した予防制度と医療体制の充実が望まれる。

現在、諸疾病予防のために各種の予防制度に基づき事業を実施しているが、市民全体の健康管理のため保健所との間に連絡機関を設け、深い連携を保って全市民の定期診断受診策を講ずるとともに環境の悪化に対してもこれを改善し、公害、防疫対策など広く環境衛生的視点からの対策も必要である。

一方、医療体制については、特に、都市生活が生み出している神経、精神上的の諸疾患や自動車交通による負傷あるいは種々の成人病や難病等に対して、病院等諸施設の充足をはかるとともに休日、夜間診療や救急医療体制についても充実をはかっていく必要がある。

さらに、老人医療に関しては、単に、医療だけではなく、健康診断、保健指導、リハビリテーションなど一貫した老人対策を推進することが望まれるが、老令化が進む中で現状においては老人医療費が国民健康保険事業特別会計にとって大きな負担ともなっているため老人医療制度を既存の制度から切り離して創設する等により老人医療制度の充実とともにこれらを含めて国民健康保険制度の安定化についても積極的にその改善をはかる必要がある。

第2節 消費者保護

最近の消費経済の発展に伴い多種多様な商品が氾濫し、一部に不当表示や虚偽、誇大広告などの現象がみられるほか、欠陥商品有害商品が出現するなど消費生活をとりまく

危険性が増大し、いまや消費者問題は公害とならぶ大きな社会問題としてクローズアップされている。そして、これらを解決していくための方法、手段として消費者運動もさかんになってきている。

本市においても食品添加物の多使用や農産物にみられる農薬の残留等による有害危険な商品や、さらには、不当表示、計量の不適正から市民を守るため国、府の関係機関と協力して商品、サービスについての監視、消費者教育、苦情処理、流通の合理化等総合的な消費者保護施策を推進する必要がある。また、これとともに新規に開発される製品については公害面からの監視も必要である。

このため、商品についての品質検査、品質表示の適正化、虚偽・誇大表示の規制、計量検査、品目検査など行政指導や立入検査等の監視を強化する。

消費生活物資、特に、生鮮食糧品等については、価格の安定と市民消費生活の充実のため、仕入れ、販売方法の近代化等流通機構の合理化について指導助成をはかるとともに流通関連施設の整備を検討する。また、将来においては生活協同組合の育成についても考えていく。

一方、消費者自身が自主的で合理的な消費生活を営むことができるよう消費者教育の充実をはかる必要がある。さらに進んで、消費者センター等を設置して、商品に関する情報の提供、消費生活に関する各種相談、苦情処理あっせんおよび食品衛生、栄養改善のための各種研修会等の充実につとめていく。

このほか、電力、ガス等のエネルギーに関しても安定的供給の確保につとめるとともに災害時における食糧や必需品の備付けについても市民への啓発を含めてこれに対処していく。

第3節 住民連帯の育成

近年、人口の急増、社会、経済の急激な変化に伴い、住民

の生活環境、生活様式、価値観にも大きな変化が生じて近隣関係の稀薄化、連帯意識の低下などの現象がみられるようになり、市民的合意の達成にも影響を及ぼしているようであり、本市においても開発の多様化とも関連してその例外ではない。

ところで、住民が快適な望ましい日常生活を営むためには住民の日常生活の場における環境の整備とあわせて生活圏（生活圏については、住民の種々のニーズに応じて近隣区域、町区域、小学校区域、鉄道駅圏区域等同心円的に拡大される様々な単位のもので考えられる）の一致する住民相互の結びつきやこれに根ざした地域活動が不可欠であり、都市化が進展する中で生活機能を中心とした結びつきとともに人間的なつながりとしての精神的な共同性が今後ますます重要になるものと思われる。

このような共同性については、住民が相互に連帯し、協力しながらそれぞれの地域問題等を解決しようとするときに生れるものであり、もとより、生活圏を共にする住民の自主性にもとづくものではあるが、さらに進んで、このような連帯性、共同性が市民としての責任を自覚した市民意識レベルにまで高められていくことも望まれる。

こうした機運を促進し、生活圏を共にする住民相互の結びつきとともに自治意識の高揚にも資するため、その条件整備につとめることとし、集会所等の共用施設の整備や、公共施設の地域的有効利用にも意を用いていく。これらによって相対立する住民要請についてもより一層相互理解が高められ、解決への途がおのずから開けるものと思われる。

第4章 教育・文化 の振興

教育文化施設の整った香り高い教育文化都市をめざす本市としては、憲法、教育基本法の精神に則り人権尊重の理念に基づきながら現代および次代の社会をになう人達の人間形成に寄与するため学校教育の充実をはかるとともに生涯教育を推進する立場から市民がたえず教育の機会に接することのできる体制と施設の整備につとめ、また、文化活動の振興をはかっていく。

さらに、新しい教育施設の誘致についても積極的にこれを推進していく必要がある。

第1節 学校教育

学校教育においては、すべての児童、生徒が心身ともに健康で豊かな人間性を培うことができるようにつとめるとともに、それぞれの個性を尊重しつつ基礎的な学力の向上をめざして教育施設や教育条件の整備充実をはかる。

1 教育基盤の整備・充実

今後予想される人口増加に伴う児童、生徒数の増大に対して学校施設の増設をはかるとともに過大・過密校が生ずることがないようにする必要がある。

昭和60年には小学校児童数は約14,000人、中学校生徒数は約9,000人と推定され、これに対応する新設校が必要であるが、これらについては、人口の分布や、市街化の状況、通学距離などから適正な分散配置を検討すると同時に地域住民の意向を踏まえて学校区の再編成をすすめ、通学距離を縮小し、地区としてのまとまりを構成する。このことは、地域教育、コミュニケートの拠点的な核としての役割を醸成していくためにも重要である。

また、児童、生徒等の通学の安全をはかるほか、騒音などの都市公害から守って健やかに教育を受けることができ

るように学習環境の整備をすすめる。

2 教育施設の整備充実

人口の増加とともに現在、児童・生徒数は約14,000人に達し、これに伴い校舎等の増設につとめてきたが、なお、今後における児童・生徒数の増加に対応して普通教室、特別教室の整備をすすめることとし、また、これと関連して防火防災対策面や校地の有効利用の面からも校舎の鉄筋化を積極的にすすめてすぐれた学習環境をつくっていく。

体育施設のうち、屋内運動場については、現在、その充足率は必要基準面積の約80%であり、また、プールは全校の4分の1にしか設置されていないのであるが、これらの整備充実を積極的にすすめるとともに屋外運動場についても校地の有効利用をはかりながらその確保につとめて学校体育の充実をはかっていく。

3 その他教育条件の整備等

児童・生徒ひとりひとりが可能な限りの学力伸長を行ないうるよう教育者の自覚と創造性の啓培につとめるとともに、これに必要な組織、体制の確立をすすめる。

また、教育成果の高揚をはかるために近代的な教育機器の導入と機器活用の指導面の研修と相まって、視聴覚教育の充実につとめるとともに体験的教育の推進をはかるために、実験・実習設備の充実につとめる。

さらに、保健体育活動を充実し、基礎的運動能力の養成、基礎体力および保健意識の向上をはかるための機器の整備拡充につとめる。このほか、学校給食についてもさらに内容の向上をはかっていく。

このような教育条件の整備を促進するため、教育センター等の施設の整備が望まれる。

4 養護教育の充実

心身に障害のある児童生徒の教育においては、いきいき

とした学校生活を通じて将来独立して社会生活を行いうる能力と意志の形成を旨とすることが望まれる。

そのため、その教育に必要な施設、設備の充実をはかりながら本人の立場に立ち必要に応じて障害別に学級を設置するなど、各障害に応じた教育の推進につとめる。

第2節 就学前教育

幼児期は、人間形成のうえで非常に重要な時期であるため、福祉行政との連帯を考慮した就学前教育の充実が望まれる。

本市における5才児教育については、公・私立の幼稚園においておおむねこれを満してはいるが、今後における5才児の増加にも対応する必要があるとともに公立幼稚園の現状についても必ずしも充実したものとはいえず、特に施設の老朽化等、園により格差もみうけられるので、防災や園地の有効利用をはかるうえからも、まずこれらの施設の改修、不燃化、移転等により整備をすすめて5才児教育に支障をきたすことのないようつとめていく。つぎに4才児教育については公立幼稚園においては、5才児教育にゆとりのある園においてのみ行なわれている現状にある。今後4才児教育はあるべき姿として目指すべきものであるが、まず5才児教育の充実をはかりながら4才児教育についても今後とも積極的に検討をすすめていく。

第3節 社会教育・文化振興

1 社会教育等

社会教育は、体育、レクリエーションの活動を含んだ学校教育課程以外の教育活動を総称したものであるが、今日の急激な社会構造の変化と住民意識の変革は、社会教育の

いっそうの多様化、高度化、専門化と広域化を求められるとともに、新たに生涯教育の観点からの体系化と内容、方法の改善も必要とされている。このため、社会教育活動については、広範な年齢層と幅広い市民を対象として高度の知識から日常生活に必要な技術まで、多種多様な教育内容を盛り込んでいく必要があり、従って、単に、青年団、婦人会等の団体や各種の施設において行なわれる活動のみを考えるだけではなく、より広く市民生活のあらゆる機会と場所において行なわれる各種の学習を教育的に高めて、それぞれに豊かな個性の創造に寄与し得るような教育活動としてとらえなければならない。また、これとともに、差別を許さない明るい町づくり運動の完全な結実をはかるために、地域的特性や実情にみあった社会教育の振興も望まれる。

さらに、社会教育は、単に個人の人間形成に資することのみにとどまらず、ひろく地域内での連帯を強め、地域の結合を高めていくことに資することも望まれ、このようなことから、社会教育施設については、市の中心部だけではなく、地域コミュニティとも関連して各地区ごとの整備も必要である。

このため、今後においては、住民の教育的要素を的確には握しながら、各種施設の整備充実や指導者のほりおこしと育成を計画的に行い、これとともに学習意欲の啓発や学習の組織化につとめる必要があり、今後における整備推進の方向として特に「社会教育関係施設の整備充実」と「社会教育団体の育成、指導者の養成」があげられるが、これらを通じて社会教育の振興拡充をはかることはもとより、さらに、富田林市を文化的な町として発展させるため社会教育諸施設を拠点としながらすべての市民が参加できる体制をととのえ、市民文化を育てていく基盤とするとともに、市民団体による各種の文化活動の育成をはかっていく。このため、地域文化の骨組ともいえる文化団体については、自由な参加が可能な形態、体制をつくりあげその充実をはかりながら同時に各団体がコミュニケーションの場をもて

るようにもつとめていく。

社会教育施設については、全市的に要請される広域的生活圏施設（全市的な観点に立った場合に必要とされるもので、比較的大規模な施設であり、全市民が利用対象になると考えられるもの。例えば図書館、公民館の中央館、文化センター、市民グラウンド、キャンプ場、市民会館、婦人会館など。）日常生活圏施設（地域住民が集い、生活を語り、運動し、読書し、グループを作り、自主的に学習活動を行なう場としての施設で、図書館分館、公民館分館、児童館室内体育遊戯施設、老人憩いの場、運動広場等をまとめた複合施設ならびにテニス場、サッカー場等の目的別体育施設など。）さらに、その中間的な施設である中域的生活圏施設（郷土館、地区グラウンドなど。）の三つに大別されるが、これらの施設を設置するにあたってはその利用範囲、交通の便あるいは人の集まりといった事に適切な注意を払いながら、設置計画に従ってすすめていく必要がある。

公の支配に属さない社会教育に関する事業を行なうことを主な目的とする社会教育関係団体においては、自主的・自発的に自己相互学習が行なわれているが、これら団体活動のいっそうの振興をはかるため、指導者の養成確保につとめ、そのための講習会、研修会を数多く実施する。

また、多様化し、高度化する市民の学習要請にこたえるため、学識経験者や有志指導者の確保をはかり、その指導力を活用する方策を確定する。

さらに、地域住民のコミュニティや生涯教育の観点に立った社会教育活動の中から生まれてくる各種の小集団や団体に対しても積極的に育成援助をはかっていく。

2 文化財の保存

古い伝統をもつ本市には、歴史的な遺産が多い。これを保護し次の世代にひきつぐことは文化振興上重要な課題で

社会教育関係施設の 整備・充実

社会教育関係団体の 育成と指導者の養成

ある。そして、これらが単なる景観として役立つというよりも、祖先の厳しい生き方の中に、現代に生きる教訓を学びとるという歴史的認識を高めることに活用されるものとして保護し、整備していくことが望まれる。

また、これとともに今日の文化や資料等についても保存することが必要であり、このため、郷土資料館等の整備につとめる。

第5章 生活環境 の整備

健全な都市生活を営んでいくためには「健康」「快適」「安全」という三つの要請に対応していく必要がある。このため、基本的な姿勢としてこれらの確保につとめて、もろもろの生活環境の整備をはかっていく。

第1節 住宅整備

大阪府下における人口増加が徐々に南下し、南大阪地域は府の増加人口の多くの部分を吸収しつつある。本市においてもこの傾向を受けて、ベッドタウンとして都市化が進行し、大阪市を中心とする中核市街地への労働力供給地としての役割りを果している。

こうした事情に加えて、世帯の細分化傾向による住宅の量的需要の拡大、生活水準の向上に伴う住宅の質的需要の高まりなどから、今後とも住宅開発の増加も予想される。しかしながら、これら住宅地の開発は各地域に適応した条件を満たしつつ適正な人口配置と良好な生活環境の確保をはかる方向でなされなければならない。

本市の昭和60年における推計人口約13万人に対して、1世帯1住宅を供給するためには4万戸弱の住宅が必要と考えられるが、このうち、今後建設を要するものについては、公団住宅、公営住宅および民間住宅の建設等でこれをまかなうこととするが、今後においては、開発抑制を基調として質的な向上をはかるための技術上、行政上の指導を強化し、また、用途地域制の活用によって住宅とその他施設との混在を防ぎながら、さらに、都市施設の整備につとめて、快適な住宅環境づくりを進める。

また、これらと並行して旧市街密集地における住宅改善を推進していく必要があるが、富田林駅前については、商店街を含めて市街地再開発事業の計画化についても検討を進めていく。

第2節 公園緑地

本市は、めぐまれた自然をもっており、景観上にもすぐれた丘陵山間部が多い。しかし、近年宅地開発によって、こうした自然が壊廃されつつあるが、一度崩れた自然の回復には膨大な力を必要とする。

したがって、自然緑地を保全する方向で緑を確保し、また河川、溜池などの利用をはかり緑地計画をすすめる。さらに、市街地内の公園緑地に関しては日常生活の中に存在するものから、レクリエーション運動、さらには防災を目的とするものまでを自然緑地や公園として一体的に計画していく。

公園緑地の基本的な構想は、次のとおりである。

- (1) 羽曳野丘陵の東側部分を、北はP Lゴルフ場、九良五郎池から、南は大谷女子大学近辺までの部分について外環状線ぞいに緑地ゾーンとして保全し、交通公害の防除と景観の保護をはかる。
- (2) 石川沿岸を緑地軸として整備するとともにスポーツグラウンド、遊歩道、サイクリング道などの整備をはかる。
- (3) 市の北部の喜志地区で美具久留御魂神社周辺と粟ヶ池周辺の地域を公園化する一方、そこから粟ヶ池を経て石川に至る緑道を整備するとともに市の南部においても錦織公園から石川に至る緑道を整備し、これらをもって補助緑地軸とする。
- (4) 各市街地を相互に結ぶ緑の遊歩道等を整備し、日常生活の中での緑地としての用を果すように配慮していく。
- (5) 都市公園法施行令の基準によれば、住民一人当たり6㎡、市街地内部では3㎡となっており、昭和60年には人口約13万人とみこまれるから約80ヘクタールの公園を必要とする。

このため、錦織公園の整備促進をはかる一方、一般公園、運動公園、近隣公園、児童公園の整備に当っては、そのバランスにも配慮しながら計画を進め、さらに、

このうちの児童公園については、地域コミュニティ、防災対策とも関連して各小学校区単位の整備を旨とする。また、運動公園については、可能な限り市の中心部に設置することが望ましい。なお、その他、墓地公園の計画についても検討を進めていく。

これらの公園は直ちにできあがるものではなく、長期的展望にたって計画していくことが必要であるが、市街化の速さと地価の上昇は用地の確保を困難にするものと考えられ、用地確保については適切な対策を講ずる必要がある。

- (6) 金剛山系東部山地の佐備川ぞい、西側の石川ぞいは、生産緑地として整備していく。また、山間部は、樹園地などの現状を残し、景観保全をはかりながら、スポーツ、レクリエーション施設の整備にもつとめる。
- (7) 石川東側の府道大阪千早線をはさんだ南北両側の地域は、優良農地であり、生産緑地として農業基盤の整備、保護につとめ緑地の維持をはかる。

第3節 上水道

昭和50年度末における給水人口は約90,000人で1日最大配水量は44,100 m^3 また、1人1日平均配水量は348 l であるが、今後、給水人口の増加と生活の高度化に伴う1人当りの使用水量の増大に対処するため、現在第5次および第6次の拡張事業を施行中でありこれにより計画給水人口150,000人、1日最大配水量64,500 m^3 の確保につとめている。

しかしながら、反面、石川の枯渇や地下水位の低下に伴い現在の1日揚水量20,000 m^3 が維持できるかどうかが大きな課題になるものと思われる。このため、配管整備、漏水対策によってさらに有収率を高めることが必要である。

いずれにしても将来の人口増加に対しては、新たな水源確保が必要となるわけで、滝畑ダムによる水資源の開発、

府営水道からの受水についても適格に対処するとともに、これらを含めて安定給水につとめることとし、また、事故の未然防止や不拡大化についても十分対策を講じていく。

さらに、水利用量の増大に対処するため広く節水を呼びかけるとともに水の回収利用など水利用の合理化に関する検討も必要である。

第4節 下水道

市街地における浸水や、公共水域における水質の保全および土壌汚染の解消をはかって良好な生活環境の確保に資するため都市施設のうちでも基本的なものとして下水道の整備があげられるが、その目的達成の為には、大和川流域下水道の整備推進に関連して本市内全域の下水道化が望まれる。

このため、目下、下水道整備の指針となる下水道基本計画を策定中であるが、今後においては大和川流域下水道の整備進捗状況を見合せながら本計画に基づき、整備の推進をはかっていく。

このうち、污水管整備については、金剛団地および、神山地区においてすでに面的整備が完了しているので当面は、金剛終末処理場の拡張とも関連して金剛東団地さらには五軒家地区において面的整備の推進をはかるとともに青葉、加太、甘山の各地区についても順次管路の延長をはかっていくが、その他の地区については、大和川流域下水道の整備促進をはかりながら、前記下水道基本計画に基づき、できるだけ早期に污水管渠の地下埋設対策を進め、全域下水道化の達成につとめる。

また、雨水管整備については、污水管整備と同様、金剛団地および神山地区において、面的整備が完了しているほか、都市下水路（雨水幹線）として金剛中部、金剛東部、若松および錦織の四水路がすでに完成し、目下、喜志、中野、

山の谷、金剛東南部、金剛東中部の五水路について事業を実施中であり、残る市街地については甲田都市下水路の整備をはかって公共下水道に先行して浸水等の解消を目ざしながらさらに雨水幹線についても計画をすすめ、下水道における雨水管整備につとめていく。

ところで、最近の急速な市街地の拡大、人口の増加に伴い、下・排水路がドブ川化するとともに市街地の農業用水路が排水路と化し、土壤汚染や浸水の原因となり、生活環境の悪化を招いている。これらの問題を解決するには、最終的には下水道の完備に待つほかはないのであるが、それまでの間においても都市下水路の整備とともに用水と排水との調整をはかっていく必要があり、そのため、下・排水路の端末に貯水池を設けて汚泥等を沈澱させ、さらに使用水の再利用をはかっていくことの検討をすすめながら当面は下・排水路等のしゅんせつを強化するとともに、これら水路を汚さないような方策についても考えていく必要がある。

第5節 し尿処理・ごみ処理

1 し尿処理においては、完全水洗化による下水道処理が望まれ終極目標はこの点におくが、これが完成するには多大の資金と日時を要する。従って、現在、下水道の事業化された地域と計画中の地域を除いては従来の方式を踏襲し、当面、本市を中心とする1市4町1村の一部事務組合運営によるし尿処理施設の増強によって増加するし尿収集量に対応してその処理をはかっていく。

2 今後の人口増加と生活水準の向上に伴いごみ排出量は次第に増加するものとみこまれる一方、質的にも変化がみられ、多様化している。

現在、広域行政として事業化されたごみ処理施設があり、焼却効率は1日約220トンでこれは処理対象人口約27万人分に対応できるものであるが、今後、その能力アップ

につとめるとしても、すでに処理限界に近く、さらに昭和60年には関係市町村分をあわせると1日約400トンに達することも予想され、その対応に迫られており、関係市町村の協力により環境保全にも留意しながら新たな処理施設の整備につとめる。

このほか、資源の再利用化をはかるためごみの分別収集についても研究をすすめるとともに、今後、特に、産業廃棄物や高分子化合物にみられる不燃性、難燃性のごみ処理については技術的改善により対処する必要がある。

第6節 公害防止・防災・交通安全

1 公害の防止

公害としては大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等が考えられるが、すでに広域化している公害は光化学スモッグによる公害のようにいつなるとき市民を襲うか予測できない。これらに対しては、公害対策基本法の方法に則り対処すべきものであるが、本市内でも市街化の進展によって家庭排水の増大化をきたし、工場排水と相まって農業用水路に汚水が流れ込み、農業生産に悪影響を与えているほか、悪臭を伴うなどの環境衛生上の問題、河川の汚濁問題をひき起している。

このため、工場や事業所に対してはその責務を十分に認識せしめて、汚水や廃液の処理施設を整備し排水基準を厳守させるとともに、下水道整備による解決が望まれるのであるが、当面は、水路整備によって用・排水路の調整を進め、また、都市下水路の整備により、汚水の滞溜を防止し環境の保全、衛生の向上をはかっていく。

近年、自動車交通の発達は、騒音、振動、排気ガスなど多くの公害をもたらしているが、本市にあっても計画の中の外環状線、大阪千早線の完成等によって通過交通も増大し、自動車公害の影響を強くうけ、また、同時に交通事故の多発

など安全性を阻害する要因の増大も懸念される。

これらに対しては、道路ぞいに防音壁や植樹帯、緩衝地帯をとりつけ、道路と住宅地の間を分離する等の方策をとって自動車交通による騒音、振動に対処することが必要であるが、さらに、通行制限、速度制限や地域の実情に適した交通の案内標識についても考慮されなければならない。

工場施設による騒音や振動、農畜産業に起因する悪臭等の公害に対してもこれらにより住民の生活環境がそこなわれることのないように用途地域制の確立、建築物の改善、施設整備などにより公害防止につとめるよう監視体制を強化して指導をすすめていく。

このほか、廃棄物の不法投棄や空地の雑草放置等広く生活環境を阻害するものについても、環境保全条例に基づき指導を強化するとともに、環境保全のための啓発を展開する。

公害は、単に、地域内居住環境の問題に終るのではなく、広く人間の諸活動を阻害する要素としてとらえる必要がある。従って、広域的、広範囲にわたる課題としてその発生機構から解明し、環境保全のための防止策にとりくんでいく必要がある。

2 防 災

都市災害のうちで、火災はその主要なものである。木造家屋の多い密集市街地内での危険性はその老朽化とともに増してくるものと思われる。また、都市化の進展と産業の発達により、消防対象物が多くなるとともに、その様相も複雑化し、特に、事業所等における危険物や高圧ガス等の需要の増加は火災および人命に対する危険度を高めるものとなっている。このため、市民に対して火災予防思想の普及啓発や火災発生時における対応についての指導をはかる一方、防火対象物に関する査察、指導を強化して、火災の未然防止につとめるとともに、既成の高密木造市街地については、市街地の再開発と建築物の不燃化をはかり、新規開発地域については、開発規制の強化によって不良過密住

宅地域の形成を防止する。また、防火体制確立のため、地域の実態に適応した消防分署の設置を含めて、消防諸施設、諸機能の充実をはかる。

近年、問題とされている地震災害についても市街地整備による耐震化をはかるとともに、緊急用の避難広場を公園広場（オープンスペース）と一体的に考えて計画し、その設置の推進をはかっていく。

その他、河川改修、水源地帯の砂防事業、下排水路の整備、さらに老朽溜池の監視等により水害を防止するなど、被災の防除につとめていく。

以上のような災害が発生したとき、あるいは発するおそれのあるときには、地域防災計画に基づき早急に報知し、十分な対策がたてられるようにするとともに情報および指令を迅速かつ適確に伝達するための系統の整備充実をはかり、そのための情報センター設置などを広域的に検討する。さらに、普段の対策訓練を含めて、災害時における体制づくりの強化につとめる。

3 交通安全

近年、自動車数量の増大に伴い、道路交通需要が急激に増加しており、さらに将来とも増大傾向を示すものと予測されるが、これを受け入れるべき道路整備等の不均衡から交通事故を誘発する事態を招来している。

このようなことから市民の安全にして快適な生活環境を確保するための一環として交通安全対策をさらに積極的に推進しなければならないが、交通安全対策としては、道路環境の整備とあわせて歩道の整備、ガードレール等の安全施設の設置、幹線道路の立体交差等によって事故の防止をはかるほか、地区内地先道路や細街路については、通行禁止をふくむ交通規制を行い、一定の街区内への自動車交通の遮断等交通秩序の堅持をはかることとするが、これとともに、広く交通安全思想の普及につとめる。このほか、こどもの遊び場や自転車置場の確保にも意を用いていく。

第7節 墓地・火葬場・その他

1 本市内には、現在、市営西山墓地のほかに26墓地が散在し、その総面積は約6万㎡であるが、各墓地ともその拡張は困難な状態にある。

本市のもつ緑と太陽にめぐまれた自然環境のもとで、さらに住みよい生活環境をととのえる一環として出来る限りこれらの墓地の集中化をはかることが望ましいのであるが、移転出来ない墓地についてもその環境を整備することとし、これとともに新たに整備された墓地の開発をすすめる。

2 本市内の旧部落有火葬場は現在では利用されていないため、これを廃止して環境を整えとともに、市営火葬場については環境保全にもつとめながら今後における人口増加に伴う利用度に対応しうよう施設の整備拡充をはかる。

3 現行の市営葬儀については、その機能が十分に果されていない面もあるので、現状をふまえてきめ細かく内容を検討し、住民本位の葬儀として改善検討を進める。

このほか、防疫体制の充実によってねずみや有害昆虫の駆除につとめ、また、のら犬、のら猫対策にもつとめながら民間諸団体の協力を得て町の美化運動を推進し、住みよく美しい町づくりにつとめる。

第6章 産業の振興

本市が地域の均衡をはかりながら、自然との調和のもとに産業の振興発展を遂げることは都市の自立性を高めるうえからも強く望まれるのであり、このため、特に、農業、商工業の育成、振興につとめる必要があるが、これらによって市域内における雇用力を高め、就業の安定もはかられて、本市が南河内地域の中心的機能を保持して活力ある繁栄をはかることができるものと思われる。

特に、雇用力の増強、就業の安定確保に関しては農業、商工業にとどまらず、これらを含めて広範、かつ、適切にその対象を求めるべきであり、医療、金融、保険、建設、サービス、公共、公益等の分野の進展に期待するほか、学術、研究、文化関係の分野については本市の将来指向とも関連して特に注目をする必要があるが、これらによって、中・高年令層の就業、家庭の主婦や老人の職場への進出にも資することができ、さらに就業指導訓練機関を設置して、職業指導とあわせて労働条件の質的向上をはかっていく必要もあろう。

第1節 農 業

大阪都市圏内においては、都市化の進行とともに産業構造の高度化が進展し、第一次産業の比重はさらに低下してくるものと思われるが、本市では気候、土壌にも恵まれ、生鮮野菜、果物の供給等にふところの深い農業地域をかかえている。

また、農地は生産緑地として緑を与えうる機能もあり、農業の育成は、本市の産業振興にとって重要な課題であるとともに自然環境保全の点からも十分考慮していく必要がある。

このため、本市では農業振興地域制度の趣旨に則って市街化調整区域を農業振興地域に指定し、農業生産基盤の整備、農地保有の合理化および農業近代化施設の整備をはか

るが、特にそのうちの約386ヘクタールに農用地域の設定を行ない、濃密な農業開発を行うべく積極的にとりくんでいく。

近年、米作から畑作への転用とあいまって野菜、果樹などいわゆる近郊農業への転化がみられるが、本市ではこれら近郊農業については、他産業なみの企業的視点から品種改良、生産技術の向上あるいは農業土木事業の推進、省力化等によって高生産性を確保するほか、新しい特産品の開発をはかり、これとともに農家の生活改善、健康管理、後継者の育成対策にも留意して魅力ある産業として確立させていく。

さらに、農業近代化の先導役ともいべき農業協同組合との協力体制を強め、消費地と一本化した（市内での消費側にもその利点が還元されるような）流通機構の改善とそれにみあう生産物の選定指導、価格の安定をはかるための行政指導を行い、さらに、卸売市場の設置についても検討を加えていく。

米作についても優良農地についてはそれを整備保全し、生産性の向上をはかる。

また、景観的にもめぐまれた丘陵地を多く有する本市にあっても、宅地開発などで多くが失なわれていきつつあるが、これらを保全していくうえからも、既存のみかん栽培の生産性向上をはかるとともに観賞樹園の造成をすすめ、経営の合理化、販路拡張と新品種の導入を推進する。

このほか、都市生活者のための空地利用による貸し農園等のレジャー的農業経営、観光的農業経営についても意を用いていく。

畜産業については、相当規模の面積や設備を要することとともにふん尿などによる公害問題もあって、本市における酪農その他の畜産業については発展の余地は少ないものと思われ、今後、環境汚染対策面からの指導と規制の強化をはかる必要がある。

第2節 工業

本市の工業については、地域的な特徴をもったものが殆んどないうえに零細性、低生産性のものが大部分を占めている。

従って、技術水準の向上と経営の近代化、設備の近代化をはかり、その体質を改善していくとともに地場産業を振興し、また、生産物需要の変化に対応しうるような質的な転換を促進する必要がある。このようなことから、市内の零細工場については可能な限り準工業地域内への誘致をはかり、その共同化による経営近代化を促すようにつとめる。

工業用地としては、石川西側の準工業地域内に大阪府下の中小企業の集団化のため中小企業団地用地約25ヘクタールが新たに設けられるが、企業の誘致に関しては、同地域内にとどめるとともに、立地条件から、内陸性工業、一般機械工業、電気機械工業等の軽工業部門への限定化をはかる。この際、特に、公害発生のおそれのない企業選択に留意するとともに、技術水準の向上をはかるための研究開発部門や教育訓練施設の導入についても検討していく。また、工業用地内に労働者のための良好な住環境を確保し、労働福祉用の各種施設を配置していくようにつとめる。

第3節 商業

本市商業の特色として、零細性、低販売性、近隣性をあげることができる。将来、消費水準の向上、人口の増加によって商業需要の増大化が期待されるものの、他方では、就業者の市域外流出が高まることが予想され市域外での消費も多くなるものと考えられる。

そのため、今後、商店街の共同化や経営技術の向上などによって、商業経営の体質改善、商店経営の近代化、合理化をすすめて商業力の安定、向上をはかり積極的に商圈の拡大とそれによる広域的な購買力の吸収に関連させて商業

物資の流動方向に配慮しながら流通機能施設の配置を考える必要がある。

また、これら個々の商店の改善とともに将来予想される消費生活、消費構造の変化などに対処しうよう商店街の整備を急がなければならない。この際、販売そのものの機能に、レジャー的な機能を付けることや子供づれの客などにも応じうような施設の整備をはかることを検討する必要がある。特に、富田林駅前には市内の中心的な商業地区であるため地区住民の理解と協力を得ながら、駅前の整備とあわせて商店街の再開発をすすめることが急務であるが、このほか、鉄道各駅前についてもそれぞれ駅前整備をすすめる、これらを通じて商業振興を促進することが望まれる。

ところで、近時、大規模店舗やスーパーストアの進出がみられるが、これらの無秩序な出現は近隣性の高い本市商業にとって混乱を招くことになり、その影響も決して小さくはないであろう。このため、大・中規模店舗の出店に対して規制と指導をはかるなどこれらに対処するための方策をたてるとともに、相互に連携を深めて近隣内部においてもこれらに対応しうようにつとめる必要がある。

第7章 都市基盤 の整備

現代の都市は、政治、経済、文化、教育等市民が生活を営むうえで欠くことのできない諸機能の集積の場として存在しているが、このような都市機能が円滑に作用、発展し、市民の安全、快適、健康、能率的な都市生活を確保するためには、他の都市施設等の整備とともに、交通機能の整備充実が特に望まれる。

交通手段としては鉄道、バス（公共交通機関を含む）業務用、自家用の自動車、自転車、徒歩等が考えられるが、これらを相互に作用させてその効果を高めていくことが必要であり、これに伴い、道路網や交通機関網のほか駅前広場（バスターミナル、自転車置場を含む）や歩道、交通安全施設等について各地域の実情を踏まえながら広域面にも留意して関係団体、関係機関との連絡を密にし、総合的な交通体系のもとにバランスのとれた整備を進めていくことが大切である。

第1節 道路網の整備

都市の中であって、道路は、その骨格をなすとともに人や車による通行や通勤、交通の場として、また、防災の手段として、さらには都市美構成の一環をにないながら供給処理施設収容の場として、交通や環境面等において重要な働きをなすものであり、このため、道路の整備は都市機能の活潑化を促し、様々な形で社会に寄与しているのである。

しかしながら、自動車本位の需要追隨的な対策のたてかたのみでは、公害など現在の都市がかかえる種々の問題を解決し得ないので、今後は道路の役割や自動車交通のあり方等について原点にたちかえって考えながら整備をはかっていくべきである。

もとより、道路は、主要幹線道路から地先道路といわれるものまでを各段階に従って設けられ、それぞれが十全の

働きをするときにはじめて道路が体系をなしたといえるので、このため環境基準の遵守につとめ、また、通過交通による混乱の防止につとめながら、市内相互交通の円滑化をはかり、さらに、歩道や自転車道の確保にもつとめていく。

1 都市計画道路

本市の道路交通網については、新旧市街地を結ぶ東西間道路が府道森屋狭山線、狭山池富田林線等に限られているうえに、今後、金剛東団地の建設等により、なお一層東西間道路の整備対策が必要となること。また、楠公道路の混雑がはげしく、石川を挟む東西間道路の混乱防止対策が必要であること。さらには近鉄長野線が市の中央部を南北に通っているが、これと国道170号線とが近接し、これらを横断することが困難であること等、早急に解決をはかる必要のある課題が山積している。

このようなことから、今後の道路体系の中において、まず広域幹線道路としては、現在建設中の外環状線、大阪千早線の完成を待って都心への利便として活用するとともに、その東西軸として狭山河南線の整備促進をはかり、また、市域内における都市軸としては、供用中の国道170号線、国道309号線のほか、府道狭山池富田林線の整備促進をはかってこれにあてることにし、さらに、地域交通道路網としては、都市計画道路の整備を進めて、市域内交通の便に供することとするが、このうち金剛東団地内道路や、中野若松東土地区画整理事業地域内道路のほかに、富田林駅北線、川西半田線、金剛東1号線、甲田東西線、五軒家金剛東線、甲田桜井線北大伴東板持線、若松別井線等については、その全面的または部分的な整備の早期推進をはかっていく必要があると考えられ、さらに、他の都市計画道路についても長期的展望のもとに整備計画を進めていく必要がある。

これらの整備にあたっては、沿道住民や歩行者の健康安全化に留意し、都市生活の阻害要因とならないようにするとともに、これら道路が沿道サービスの性格をも兼ねた

形において整備される必要もあり、このため、歩道の設置とともに、植樹帯を設けるなどして緑のある道路として、日常生活にも役立てていく。

なお、近鉄長野線に分断される道路対策については、基本的には近鉄長野線の連続立体化の促進により解決をはかっていくべきであるが、なお当面の対策として道路の立体交差対策についても検討をする。

2 生活圏道路

中心市街地を除く地域における道路については、聚落相互を結ぶ通行の利便のため自然発生的に形成されたものが多いので道路幅員も狭く、歩道の設置も十分でなく道路体系が十分に整っているとはいえない。

このため、これらにも留意しながら通勤、通学、買物、散歩など日常生活に密着した道路について、重点的かつ体系的に整備を進めていくこととし、これにより安心して自転車に乗ったり、安全に歩いたり、さらには日常生活にうるおいをもたせることができるようにつとめていくが、この場合、可能な限り緑の確保にもつとめていく。

一方、自動車の急激な増加によって、生活圏道路が車に占用され、必ずしもその機能を果し得ていないものもあるので、歩道の設置や交通安全施設の整備とともに、必要に応じて自動車交通の抑制や、ノーカー運動の展開をはかる必要もあるが、そのためには、バス交通の強化をはかり、さらに、公共交通機関への転換についても検討を進めていく。

第2節 交通整備

1 鉄道交通対策

本市内には、近鉄長野線と南海高野線とが走っており、利用圏としては、現在、金剛団地および南海沿線の旧市街地が南海線を、また、おおむね市の中央部から東側の地区

では近鉄長野線を利用しており、鉄道利用の点からも市内は二つに分かれている。このうち、近鉄長野線については、市の骨格をなす主要な交通機関であり、市内南北交通の動脈として、また、バス交通の起点として、さらには都心部への通勤手段として、重要な大量輸送機関であるが、喜志駅以南については単線であるとともに、市域内の東西間交通を各所で分断している現状にあり、今後、金剛東団地の建設が予定されていることにも鑑み、できるだけ早期にその複線、連続立体化の整備が望まれ、これにより、輸送力の増強と市域内東西間交通の円滑化の推進につとめていく。また、近鉄長野線と南海高野線とは、河内長野駅で接続しているものの、市域内における各鉄道利用圏が二分されていることから、これら両地域を結ぶ交通機関の整備も望まれる。

このほか、大阪市南部から藤井寺市までの間に新たな高速鉄道の計画が決定されているが、本市の人口増加に伴う、通勤流出流入人口の増大化に対処するため、これの富田林方面までの延伸についても検討をすすめていく必要がある。

2 バス交通対策等

バスは大量輸送機関の補助機関であり、市内、市外交通をとわず、その充実は不可欠のものであるが、本市のバス交通は一部を除き、ほとんど放射状ルートで鉄道駅と各地区を結んでいるものが多くいうえに、駅前広場や、道路の整備も不十分なため、必ずしも充足しているとはいえない。

さらに、バス交通の不便がいたずらに自動車交通を増大させ、それが道路交通を混雑させ、バス交通のサービス低下をまねく悪循環にも通じている。

これとともに、現状においては、鉄道駅やバス停留所までの徒歩可能圏域外にとり残されている地域も多く、このようなことから、これらの地域に対しては、通勤、通学、買物等の利用の便に供するだけでなく、市内相互の交通円滑化をはかる意味からも、バス路線の新設をふくめて、運転系統の再編成と運行回数増加をはかる必要がある。

さらに、金剛東団地については、関係団体、関係機関との連携を密にしながら、近鉄長野線、南海高野線の最寄駅との連絡化を進め、あわせて本市内における両鉄道利用圏の接続化についても推進をはかっていくこととするが、この場合、都市交通対策としてバス輸送を含め、新しい交通機関の整備についても検討をすすめていく。このほか、今後開発が予定される地区についても、全市域的立場にたちながら、バス路線の整備充実をはかっていく必要がある。

バス路線の整備充実をはかるに当っては、次の点に留意する。

- (1) 市外流出流入人口の補助的な交通機能を果たすため、鉄道駅との連絡を密にする。
- (2) 市民の利便性を確保するため、鉄道駅から遠い地区については、徒歩圏500mをこえない程度にバストップを配置する。
- (3) 市内相互の交通の円滑化をはかるため、ブロック相互と鉄道駅とを連絡する。
- (4) 環状の路線と線状の路線とを道路状況などにより組み合わせる。

なお、今後における都市交通対策として、新しい交通機関の整備についても検討をすすめる必要がある。

3 業務用、自家用自動車交通対策等

本市における自動車保有台数は、昭和36年から昭和45年にかけて、飛躍的に増大しており、昭和50年では、22,000台となり、昭和36年から14年間に約11倍の増加を示している。さらに、昭和60年には37,000台にも達すると推定され、ほぼ1世帯1台となることが予想される。

しかしながら、既成市街地内道路は、幅員4メートル未満の道路やT字形道路も多く、道路としての効果が十分には発揮されていない。また、これらの道路は歩車道兼用の場合が多いため、交通事故が起りやすい可能性をもっている。

このようなことから、今後は、バス輸送や自動車交通等

の円滑化に対応するため、特定地域の混雑解消策でもあるバイパス道の設置を含めて、道路整備を推進するとともに、歩行者と自動車との分離をはかって、安全性を確保していくため歩道の設置にもつとめ、さらに自転車による安全な走行にも意を用いていくこととし、このため自転車走行帯の設置や、自転車置場の確保にもつとめる。

一方、これとともに交通安全思想、交通ルールの普及につとめ、また、交通公害や環境破壊にも厳しく対処していくとともに自動車の無制限な増大を抑制する対策についてもこれをする必要がある。

4 駅前整備対策等

鉄道各駅での乗降客数は年々増加しており、今後の開発に伴いさらに乗降客数の増大が予想されるにもかかわらず、各駅の駅前広場や駅舎等の整備がなされていないため、利用上に様々な不便が生じ、特に、本市の総合駅としての性格をもち、広範な駅勢圏を擁する富田林駅については、市の玄関口としてのシンボリックなものとなり得ていない。

このようなことから、同駅の南側については、地元商店街の振興発展にも資するべく市街地再開発事業の推進検討を進めながらそれとの関連にも配意して乗降客等の安全の確保とともに待合せ場所や、バスターミナルの整備さらには自動車交通との接続用広場や自転車置場の設置についてもその推進をはかっていくことが望まれ、また、同駅の北側については、金剛東団地地区等とを結ぶバス路線等の新設や駅勢圏人口の増加に対応していく必要があることから市街化の動向と需要に応じて都市計画法上の手法等を用いてその整備対策を講じていく必要がある。

このほか、喜志駅や富田林西口駅についても駅前広場の設置を含めて駅周辺の整備をはかる必要があるが、さらに、他の駅前についても各駅勢圏内の利便をはかるため関係団体、関係機関との協調のもとに駅前空間対策をすすめ、また、自転車置場の整備にもつとめていく。

第8章 同和対策

同和行政の推進は、わが国における民主主義社会建設のための基本的かつ、重要課題の一つであり、民主行政実現のためにも欠かせないものである。これが推進に当ることは、国、府、市の責務であると同時に国民的課題である。

わが国の歴史的発展過程において、いわれなくつくりあげられた身分階層に基づく同和地区住民の社会的、経済的、文化的な低位性およびなくなりつつあるも今日なお厳然と生きている部落差別の実態を正しく認識し、地区住民に保障されていない基本的人権、市民的権利を行政の責任において保障しなければならない。

本市においても、「差別を許さない明るいまちづくり運動」を行政の主要施策の一つとし、人権を尊重する人づくりの基本として「みんな互に手をとりあい一つの輪になって自由、平等な都市を育ててゆく」ことを市民憲章の中にうたっている。

このため、その推進にあたっては、憲法、地方自治法、同和対策事業特別措置法を基本にしながら本市同和対策総合計画委員会の答申の主旨を尊重し、国、府と協調しながら、次のとおり諸施策を公正に推進する。

1 同和行政推進体制の整備

- (1) 同和対策については、運動と行政との果すべき役割を明確に区分しながら、必要な行政の推進につとめる。
- (2) 全市民的課題のもとに対話姿勢を基調に市民的合意を得ながら、公正で民主的な行政をすすめる。
- (3) 上記推進のための行政機構の整備および民主的推進機関の整備につとめる。

2 同和事業の推進整備

本市の実態に即した環境の整備、職業、生活の安定、社会福祉の増進、同和教育の内容の充実とその推進をはかる。

第9章 行財政の 整備

都市化の進展に伴い今後ますます多様化し、複雑化すると思われる行政需要に対処し、市民本位の行政を効率的にすすめて、より一層市民サービス、市民福祉の向上をはかっていくために、行政機構組織については、各施策が秩序正しく系統的に推進されて行政の総合的、一体的な施策が、その機構の中で十分発揮できるような能率的、合理的なシステムをつくりあげるようにするとともに、人事管理については、経済的、能率的な原則からの要請の中において、職員の適正配置をはかり、また、行政事務に従事する職員の資質向上にもつとめる。

さらに、近代的な企業感覚を適宜とり入れた効率的な行政をすすめるため、積極的に事務改善をはかっていく。

一方、財政については、地方財政制度の改善をはかりながら、自治権を守って安定した行政を推進するためにも、その健全化の堅持につとめる。

新しい市街地の誕生等によって、最近市民構造、市民意識がますます多様化しつつあるが、これらを適確には握した上での行政が必要であり、このため、広報、公聴活動の充実によって市民と行政のコミュニケーションを深めつつ、市民の理解と協力に支えられた行政を推進していく必要があり、これにあたっては市民に活用される情報や資料等の整備も重要な課題である。

また、市民の生活圏の拡大とともに行政需要の多様化に伴い、問題によっては市域をこえて広域にわたることもあるので、本市は常に隣接市町村と密接な連携を保ちながら住民福祉の向上を旨しつつ財政効率化の面からも広域行政について十分対応するよう配慮していく。